

支援主体別・時系列の課題等整理(風水害)

資料7

支援主体	共通事項	気象情報(注意報・警報)	避難準備情報	避難勧告	避難指示	
		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位 土砂災害警戒情報	はん濫危険水位	
		災害警戒・情報収集	避難準備情報発令、情報伝達	安否確認	避難行動支援	
行政	都道府県防災部局	<p>豪雨の場合は、警報や指示等が聞き取りにくく、深夜などの就寝中は、警</p> <p>老老介護、老老支援が多い地域の避難支援は困難である部分が多いのではないか。(瀧本)</p> <p>安易にコミュニティに逃げるのは実効性の面で難しい。(田中)</p> <p>避難行動がどうあるべきかが問われている。避難支援とは何をすることなのかをもう一度問い直す必要がある。(田中)</p> <p>自然の外力で命を奪われること、避難生活の中で命を奪われることは様相が違う。後者については防ぎたい。(田中)</p>	<p>災害情報の収集・伝達</p> <p>個別受信機等、複数の情報伝達手段の導入が必要</p> <p>災害情報の収集・伝達</p> <p>支援班の体制整備 地域支援者への情報伝達 自治会長等に警戒に関する情報伝達</p> <p>災害時において、消防本部の指示を待たず、周辺住民への浸水の警戒を呼びかけることによるタイムラグの短縮も必要</p>	<p>県管理国道の通行止め、県管理河川の巡視等</p> <p>災害時における避難情報等の発令を素早く、確実に伝達する仕組み構築が必要</p> <p>地域支援者との連絡・調整</p> <p>要援護者名簿、避難支援プランの準備</p> <p>難病患者等の連絡</p> <p>避難所の開設準備 避難準備情報の発令</p> <p>河川、堤防の巡視</p>	<p>土砂災害警戒情報の市町村長への通知</p> <p>災害危険地域の指定避難所を開設</p> <p>避難勧告</p> <p>安否確認作業の実施 関係機関との伝達状況の整理・把握</p> <p>個別受信機等、複数の情報伝達手段の導入が必要</p>	<p>福祉避難所の開設</p> <p>必要な避難所を開設</p> <p>難病患者等の避難支援</p>
	都道府県土木部局					
	市町村防災部局					
	消防機関、消防団					
	市町村福祉部局					
	市町村土木部局					
地域コミュニティ	自治会・町会 自主防災組織	<p>河川情報、気象警報等の収集</p> <p>要援護者支援体制の確保</p>	<p>新興住宅地等、近隣同士のつながりが薄い地域や高齢化が進んでいる地域では、共助の仕組みづくりが進まないため、安否確認、避難行動支援の担い手が不足</p> <p>【大東文化大学】学校と地域との連携活動の新しいモデル</p> <p>【川口市】地域のグループ(班)ごとに集団避難する体制</p> <p>【静岡市】災害時要援護者の安全を確保する多彩な機能、大規模・複雑化など多様化する災害への柔軟な対応</p>	<p>要援護者の安否確認 初期のニーズ把握</p> <p>災害時要援護者支援班への連絡</p> <p>【横浜市】介護事業者との連携による要援護者支援</p>	<p>自助、共助に期待する時、移動や体力消費を伴わないときには色々な対応ができる(澤田)</p> <p>災害時xの安否確認、避難行動支援の担い手として自主防災組織の活動が期待される。(瀧本)</p> <p>【松江市】ゆるやかな連携による避難支援</p>	
	住民					
福祉関係者	民生委員・児童委員	<p>要援護者への情報伝達 要援護者名簿、避難支援プランの準備</p> <p>災害時における避難情報等の発令を素早く、確実に伝達する仕組み構築が必要</p> <p>【見附市】具体的に明確な基準</p>	<p>要援護者の安否確認 初期のニーズ把握</p> <p>災害時要援護者支援班への連絡</p> <p>【横浜市】介護事業者との連携による要援護者支援</p>	<p>要援護者の避難支援・誘導 避難後、災害時要援護者支援班に連絡</p> <p>福祉避難所の開設</p> <p>ボランティアセンターは避難生活のみならず避難行動支援の主体となりうるのではないか。(瀧本)</p>		
	ケア・マネージャー、介護士					
	社会福祉施設等					
	社会福祉協議会					
	ボランティア					
医療関係者	医師				難病患者等の避難支援	

※災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会「災害時要援護者対策の進め方について～避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例～」(平成19年3月)を参考に作成
 ※水色が前回検討会でのご意見、青色が意見交換会で市町村から寄せられた意見、赤色が先進事例

支援主体別・時系列の課題等整理(風水害)

支援主体		避難所				
		避難所開設	生活支援	福祉避難所への移送	避難生活の終了	
行政	都道府県防災部局					
	都道府県土木部局					
	市町村防災部局	避難所の開設・運営	避難所における要援護者班の編成 要援護者避難名簿の作成、安否確認 要援護者用窓口の設置 避難所における緊急対応 要援護者に配慮した福祉避難室の設置			
	消防機関、消防団					
	市町村福祉部局				生活再建支援の窓口設置	
	市町村土木部局	福祉避難所等の周辺の河川堤防への土嚢の設置		避難所での要援護者生活支援は、相談窓口の設置、生活環境の整備、障害者等に配慮した物資の供給等、健常者とは異なるため、別途、支援体制を整える必要がある。		
地域コミュニティ	自治会・町会 自主防災組織				要援護者への生活再建支援メニューや手続きの説明	
	住民					
福祉関係者	民生委員・児童委員		体調不良を訴える要援護者の搬送 避難所における要援護者班の設置 要援護者避難名簿の作成、安否確認		要援護者への生活再建支援メニューや手続きの説明	
	ケア・マネージャー、介護士					
	社会福祉施設等			福祉避難所への移送		
	社会福祉協議会		避難所内・外における要援護者のニーズ把握・対応			訪問によるこころのケアの実施
	ボランティア	ボランティアセンターの開設、ボランティアの受入				災害による廃棄物等の運搬
医療関係者	医師	日赤、DMAT等の支援チームによる医療救護班の設置	避難所での巡回、体調不良を訴える要援護者への医療の提供 衛生環境確認(食中毒予防、熱中症予防等)		医師会等によるメンタルヘルスケア及び訪問によるカウンセリングの実施	

住んでいた建物の応急診断、罹災証明、生活再建のため補助、助成の手続きなどの相談を受けやすい体制の整備が必要である。

支援主体別・時系列の課題等整理(風水害)

支援主体		平常時					
		内部体制整備	関係機関との連携	情報伝達体制整備	要援護者情報の収集・共有	避難支援プラン作成	訓練
行政	都道府県防災部局						
	都道府県土木部局						
	市町村防災部局	地域防災計画の修正 自主防災組織、福祉関係者に対する防災研修の実施		避難準備情報等の判断基準の設定			
	消防機関、消防団	災害時要援護者支援班の設置		情報伝達手段・方法の決定			
	市町村福祉部局	防災関係部局と福祉関係部局との合意形成 広報だけではなく住民への危険度の内容の周知が必要。(瀧本)	福祉避難所の設置に係る協定締結	障害特性に応じた活用機器の検討			
	市町村土木部局	浸水危険度、土砂災害危険度情報(ハザードマップ)の広報					
地域コミュニティ	自治会・町会 自主防災組織	要援護者への戸別訪問による信頼関係の構築			市町村からの要援護者名簿の受領 要援護者本人への訪問活動		
	住民			情報伝達責任者、情報伝達ルート決定			
福祉関係者	民生委員・児童委員	要援護者への戸別訪問による信頼関係の構築			市町村からの要援護者名簿の作成・更新 要援護者本人への訪問活動		
	ケア・マネージャー、介護士		地域と施設において普段の関係構築が必要である。(瀧本)				
	社会福祉施設等		災害時における受入体制の整備				
	社会福祉協議会						
	ボランティア						
医療関係者	医師						

国のガイドラインで示している関係機関共有方式のみで情報収集・共有を行った場合、住民の十分な理解が得られないまま要援護者対策を進めてしまうことになり、地域の協力を得ることが難しくなる。

自助の基本は「助けてください」と最初に言うておくことであり、名簿に登録することである。(葛葉)

対象者が多いため対策が進まない。災害ハザードと要援護者の必要性度合いにより対象者を特定。(立木)

要援護者名簿への個人情報の記載や地域への提供について同意しなかった要援護者の避難支援が課題

高齢化が進むことで、従来の基準で対象者をリストに加えていくと対象者が増加してキリがなくなる。(澤田)

【尾鷲市】高い防災意識・素早い対応

【那智勝浦町】自主防災組織中心に集団避難

支援を受ける要援護者へ啓発の訓練や教育等の充実が必要

要援護者支援訓練やワークショップの実施、助言・指導

要援護者支援に関する人材育成・地域活動支援

要援護者と支援者の関係は、誰が誰に責任を持つという形ではなく、グループとグループでのソフトなマッチングが必要ではないか。(片田)

各部局が保有している要援護者情報の現状の確認
対象者の範囲の決定
個人情報保護条例における取扱いの検討・決定
行政内部、当該要援護者の支援関係者への要援護者情報の提供

名簿作成は基本であり、発災から10時間までに実施すべき安否確認、避難誘導に遅れが生じる。(立木)

要援護者避難支援の指針等の策定
要援護者避難支援プランのひな形作成
避難支援プラン(個別計画)策定

安全な避難のルート等の指定

要援護者に自分たちで「誰なら支援できるのか」を探してもらうということから、主体的な自主防災、自助意識、ひいては主体的な共助意識

個別計画策定の際には当事者の参画が不可欠である。(立木)

住民の多くは地震と風水害の被害の様相を理解していない、自主避難のタイミングが理解されにくい。住民へのハザードマップの内容の周知が必要。(瀧本)

避難支援プラン(個別計画)の策定に参画

国のガイドラインは主として在宅の要援護者の避難支援に関するもの。施設入居の要援護者の避難支援について検討が必要

養成講座、防災訓練やワークショップ等への積極的参加

地方自治体には災害時要援護者向けの教育・啓発に関するノウハウが乏しい面があり、社会福祉協議会等と連携した取り組みが必要。(瀧本)

要援護者支援訓練やワークショップの実施、助言・指導

要援護者支援に関する人材育成・地域活動支援

地域で管理している名簿と行政で管理している名簿の整合性を図ることが困難(定期的な更新は、民生委員などに多大な負担をかける)

【野田市】自主防災組織の責任者を中心とした支援者相互の連携